

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

蟹江町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

蟹江町長

公表日

令和6年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①国民年金被保険者の資格取得、喪失等に関する事務 ②国民年金受給に係る裁定請求、異動等に関する事務 ③国民年金保険料の免除申請等に関する事務 ④特別障害給付金の裁定請求、異動等に関する事務 ⑤年金生活者支援給付金の裁定請求、異動等に関する事務 ⑥①から⑤に伴う日本年金機構への報告、所得情報の提供等の進達事務</p>
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 宛名システム 3. 中間サーバー 4. 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金情報ファイル 2. 宛名ファイル 3. 統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表 46、116、128の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>番号法別表の46、116、128項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第1条の2の規定により被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、年金給付の申請書の受理等、日本年金機構への進達等は、市町村が行うものとされていることから、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地 蟹江町役場 総務課 Tel:0567-95-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地 蟹江町役場 保険医療課 Tel:0567-95-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 31、83、95の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号) 第24の2、59条 番号法別表第1の31項の行政事務を処理する 者は、厚生労働大臣と定められているが、国民 年金法施行令(昭和34年政令第184号)第1条 の2の規定により被保険者の異動等の届出書、 免除等の申請書、年金給付の申請書の受理 等、日本年金機構への進達等は、市町村が行 うものとされていることから、個人番号関係事務 実施者として個人番号の利用を行う。	1. 番号法第9条第1項 別表 46、116、128の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号) 番号法別表の46、116、128項の行政事務を処 理する者は、厚生労働大臣と定められている が、国民年金法施行令(昭和34年政令第184 号)第1条の2の規定により被保険者の異動等 の届出書、免除等の申請書、年金給付の申請 書の受理等、日本年金機構への進達等は、市 町村が行うものとされていることから、個人番号 関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	事後	法令改正により、記載の根拠 法令等を変更
令和6年7月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日	令和6年5月31日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新
令和6年7月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日	令和6年5月31日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新